

## 東京大学大学院数理科学研究科図書室利用内規

平成16年3月19日 制定  
大学院数理科学研究科教授会

改正 平成16年 9月 9日  
平成23年 3月11日  
令和 4年11月11日

### (趣旨)

第1条 この規則は、大学院数理科学研究科図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用者の資格)

第2条 図書室を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学院数理科学研究科教職員（名誉教授・客員を含む）、学振特別研究員、非常勤講師（講義期間中のみ適用する）
  - (2) 大学院数理科学研究科の大学院学生、及び研究生等
  - (3) 理学部数学科学部学生（3年生・4年生）
  - (4) その他の理学部数学科及び大学院数理科学研究科関係者（学部研究生、卒業生、修了者、元教職員）
  - (5) 本学内の他研究科、学部、研究所の教職員、学生
  - (6) 一般学外者
- 2 教養学部統合自然科学科の学生は、大学院数理科学研究科の兼任教員の紹介状があれば 理学部数学科学部学生と同等の利用資格とする。
- 3 その他、図書委員長は、理学部数学科進学内定者などに対して適切な利用資格を認めることができる。

### (利用時間)

第3条 開室日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、図書委員長等が必要と認めたときは、臨時閉室及び利用時間等を変更できるものとする。

- (1) 開室日  
国民の祝日に関する法律に基づく休日及び年末年始を除く月曜日から金曜日
- (2) 利用時間  
9時15分から17時00分まで  
ただし、学期中は原則として9時15分から19時45分までとする。
- (3) 書庫整備日  
奇数月最終火曜日の午前  
書庫整備日の利用時間は12時00分からとする。

### (入室・退室)

第4条 利用者は、入室・退室に際して受付カウンターで所定の手続きを取るものとする。

### (閲覧)

第5条 利用者は、次の各号に掲げるとおり、図書室資料を図書室内で閲覧することができる。

- (1) 図書室資料は、必ず所定の場所で閲覧し、閉室時間までに所定の場所に返却しなければならない。また、試験期間中等において閲覧室が非常に混雑している場合等、教育研究に支障

をきたすおそれがある場合は、利用を制限することができる。

- (2) 保存書庫内の図書室資料を閲覧する場合は、事前に所定の申込書に必要事項を記入して、申し込むものとする。申込時間は9時15分より16時45分まで、閲覧時間は17時までとする。

第6条 図書室資料を利用者の閲覧に供するため、図書室資料の目録及びこの内規を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第7条 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書室資料に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に関わる部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書室資料の全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に個人または「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」第5条第2号に規定する法人等から寄贈または寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書室資料の原本を利用させることにより当該原本の破損もしくはその汚損を生じるおそれがある場合または図書室において当該原本が現に使用されている場合

(貸出)

第8条 第2条第1項第1号から第5号の利用者は、貸出を受けることができる。貸出を受ける場合は、所定の手続きを経なければならない。

2 次の各号に掲げる図書は、貸出をしないものとする。ただし、図書委員長等が特に許可した場合は、この限りではない。

- (1) 未製本雑誌・製本雑誌
- (2) 参考図書・学生用図書・貴重書・論文集・学位論文等
- (3) その他特に指定した資料

3 貸出の冊数と期間は第2条第1項各号の利用者の区分に応じて次のとおりとする。

利用者の区分	貸出冊数	貸出期間
(1) (2)	10 冊	2 ヶ月
(3)	5 冊	2 ヶ月
(4)	1 冊	1 ヶ月
(5)	2 冊	2 週間

4 貸出を受けた図書室資料は、当該資料を所定の期日までに返却しなければならない。

5 第3項の規定にかかわらず、貸出期間中に貸出を受ける資格を失うことが予定されている場合の貸出期限は、当該予定の日までとする。

6 貸出を受けた図書室資料は、貸出期間中であっても図書委員長が返納を求めたときは、直ちに返納しなければならない。

7 貸出を受けた図書室資料は、転貸をしてはならない。貸出期間中は、当該資料について保管責任を負うものとする。

(予約)

第9条 貸出中の図書室資料の返却後の閲覧または貸出については予約することができる。

(更新)

第10条 貸出期間を超えて引続き貸出を受けようとする者は、他に閲覧または貸出の予約がない場合に限り、期間更新の手続きをとることができる。

(文献複写)

第11条 利用者は、著作権法の許容範囲内で、教育研究または学習のために図書室資料を複写することができる。ただし、図書委員長等が不相当と認めた複写の依頼には応じないものとする。

(参考調査)

第12条 利用者は、教育研究または学習のために参考となる文献に関する調査及び情報の提供を依頼することができる。

(相互利用)

第13条 大学院数理科学研究科の教職員・大学院生等は、教育研究または学習のために必要とするときは、本研究科以外の図書館等が所蔵する資料の複写及び借用等について依頼することができる。この場合、当該図書館等の指示に従わなければならない。

2 他の図書館等から本研究科図書室所蔵の資料の複写及び借用等の依頼があったときは、図書委員長等が支障ないと認める範囲でこれに応じることができる。

(亡失等の報告及び弁償)

第14条 利用者は、利用中の図書室資料または図書室の設備・備品等を亡失又は損傷したときは、その旨を速やかに図書室に報告しなければならない。

2 亡失又は損傷が故意又は過失によるときは、その損害を弁償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第15条 図書委員長は、図書室所蔵資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書資料を所蔵する場合は、当該資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(その他)

第16条 利用者がこの規則及び図書委員長等の指示する事項を守らない場合は、図書室の利用を制限または停止することができる。

第17条 この規則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、図書委員長等が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年9月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月11日から施行する。